

平成19年度 定期監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 楠総合支所
 振興課、市民福祉課、地域課、楠プラザ
 3 監査実施期間 平成19年11月21日
 4 監査結果報告 平成20年2月4日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

【振興課】

(1)文書管理について ア 支出関係書類のファイルについて、分類及び整理が適切でないので注意すること。【注意事項】	(注意事項につき回答不要)
イ 切手及び駐車券受払簿について、プリントアウトされた受払簿に確認印がまとめて押印されていたので、受け払いの都度、記入して定期的に残高確認を行うよう改めること。【是正改善事項】	【措置済】 平成19年10月17日 切手、駐車券は、受け払いの都度受払簿に記入し、所属長による定期的な残高確認を行うなど適正な管理に努めている。

【地域課】

共通(1)原課契約工事について 原課契約工事の支払時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用されているが、工事完了認定日から支払時期までの事務処理が遅延しているものが見受けられたので、期間内の適正・迅速な支出処理に努めること。【是正改善事項】	【措置済】 平成19年11月21日 原課契約工事の支払時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」を準用し、工事の履行確認後、約定期間内に支払を終えるよう適正・迅速な事務処理に努めるとともに、請負業者に対し、遅延が生じないよう徹底指導を行った。併せて、遅延した請負業者については以後推薦しないよう措置を講じた。
(1)支出事務について 原課契約工事の支払いについて、工事着工届・工事完了届・請求書に提出日の記載がなく市の受付印で処理されているものが多くあった。特に、請求書の提出日は支払い日の基準となる重要な要件であるので、請求日の記載のあるものを徴するよう改めること。【是正改善事項】	【措置済】 平成19年11月21日 工事着工届・工事完了届・請求書の提出日付けについては、請負業者に対し、請求日付けの記載をするよう指導を行うなど適正な事務処理に努めている。

【楠プラザ】

<p>共通(1)原課契約工事について 原課契約工事の支払時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用されているが、工事完了認定日から支払時期までの事務処理が遅延しているものが見受けられたので、期間内の適正・迅速な支出処理に努めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成19年11月21日 原課契約工事の支払時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」を準用し、工事の履行確認後、約定期間内に支払を終えるよう適正・迅速な事務処理に努めるとともに、請負業者に対し、請求書に不備がなきよう指導を行った。</p>
<p>(1)備品管理について 備品ラベルの貼付がない物品が見受けられたので、全て貼付し適正な管理を行うよう注意すること。【注意事項】</p>	<p>(注意事項につき回答不要)</p>
<p>(2)公印の管理について 管守する公印の一部について、備品出納簿に登載されていなかったため、四日市市公印規則に基づき早急に保管転換等の手続きを行い公印の適正な管理に努めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成19年11月21日 備品出納簿に登載されていなかった公印については、四日市市会計規則に基づき備品台帳に登載するとともに、四日市市公印規則に基づき保管転換等の手続きを行い公印の適正な管理に努めている。</p>

平成19年度 定期監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 楠総合支所
 振興課、市民福祉課、地域課、楠プラザ
 3 監査実施期間 平成19年11月21日
 4 監査結果報告 平成20年2月4日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

【振興課】

<p>共通(1)合併に伴う経過措置について 合併後3年を迎え、楠総合支所の業務全般について、本庁と重複している業務などの見直しを計画的に進めるとともに、より一層、簡素で効率的な支所体制となるよう努力されたい。また、補助金、受益者負担金のあり方やまちづくりにおける行政と住民の関わり方についても、地区住民への説明責任を十分に果たし、制度や仕組みの統合を推し進めるよう要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年8月4日 総合支所の業務や組織体制は、行政サービスの維持及び制度変更に伴う不安の解消のため合併時の協議事項に基づいている。体制の効率化については、住民サービスの低下を招かないよう配慮しつつ、経過措置の終了や指定管理者制度の導入と相まって見直しに努めている。また、補助金や受益者負担制度導入についても、これまで鋭意説明をおこなっているが、今後とも更なる理解を得られるよう努めている。</p>
<p>(1)市政運営方針の周知について 本市の市政運営の根本である4つの基本理念、5つの基本目標について、職員はもとより地区内の住民にも積極的に周知を図り、四日市市民として精神的な一体感がより一層醸成されるよう努力されたい。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年8月4日 市政運営の根本である4つの基本理念、5つの基本目標については、更なる一体化の醸成を図るため、職員及び地区内の住民に対し、積極的にその周知に努めている。</p>
<p>(2)公共施設の管理について 市内の他地区と比べると充実した施設が整備されているが、施設の運用、維持管理手法の改善に努め、他地区のモデルとなるよう努力をされたい。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年8月4日 合併と同時に主だった施設は、指定管理者制度を導入し適切な運用に努めている。また平成20年度からは、先行して実施しているインターネットによる施設予約システムが市の他施設に導入されるなど他地区のモデルとなっている。引き続き、他地区のモデルとなるよう努めている。</p>

<p>(3)原課契約工事について 楠総合支所部局では、原課の工事に対応するための予算を持っているが、技術系でない職員が工事の発注、検査を行っている課もある。大きな施設も多くまた今後施設の老朽化が進めば、修繕工事なども増加していくことが予想されるので、支所全体で一括して管理していく体制の構築を検討すること。【検討事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年8月4日 土木工事に関しては、楠総合支所内で検査が行える体制を整える。建築及び電気工事は、技師が配置されていない為営繕工務課のアドバイスを受ける等、市のルールに基づいた適切な処理に努めている。</p>
<p>【市民福祉課】</p>	
<p>共通(1)合併に伴う経過措置について 合併後3年を迎え、楠総合支所の業務全般について、本庁と重複している業務などの見直しを計画的に進めるとともに、より一層、簡素で効率的な支所体制となるよう努力されたい。また、補助金、受益者負担金のあり方やまちづくりにおける行政と住民の関わり方についても、地区住民への説明責任を十分に果たし、制度や仕組みの統合を推し進めるよう要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年8月4日 総合支所の業務や組織体制は、行政サービスの維持及び制度変更に伴う不安の解消のため合併時の協議事項に基づいている。体制の効率化については、住民サービスの低下を招かないよう配慮しつつ、経過措置の終了や指定管理者制度の導入と相まって見直しに努めている。また、補助金や受益者負担制度導入についても、これまで鋭意説明をおこなっているが、今後とも更なる理解を得られるよう努めている。</p>
<p>(1)楠ふれあいセンターの利用について 楠ふれあいセンターの貸室の利用率を上げるために企業に対してもPRを行なっているが、当施設は本来、地区住民をはじめとする一般市民の公共福祉のために整備されたものであるため、企業の利用によって一般市民の利用が妨げられるようなことがないように留意されたい。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年8月4日 楠ふれあいセンターは、高齢者の生きがいづくりや次世代を担う子どもたちの健全な育成の場としての役割を果たすための施設であるため、一般市民の利用に支障のない範囲内で企業の使用を許可している。施設の有効利用を図るため、適正な管理・運営に努めている。</p>
<p>(2)楠ふれあいセンターの設備について 楠ふれあいセンターは環境にやさしい施設として、街灯に太陽光と自然の風を利用したり、雨水を利用して植樹の散水を行なっているが、今後の公共施設整備の方向性を示すモデルケースとなるので、記録を取って検証(電気代換算、水道料金換算)するよう検討すること。【検討事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成20年4月1日 楠ふれあいセンターの自然を活用した設備については、環境意識の啓発や子どもたちへの環境学習の観点から玄関口にその仕組みをパネルで表示しており、隣接して概算の電気使用量と水道料金換算について表示することとした。</p>
<p>(3)窓口サービス業務の評価について 業務棚卸表において、窓口サービスの充実の活動指標として苦情件数をあげており、その平成18年度実績がゼロ件であったということは評価に値するが、一方で市民アンケートの満足度の結果からみると、市職員と住民の受け止め方に乖離があるように思われるので、アンケート内容の精査を行ないより一層のサービスの向上に努められたい。【検討事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年8月4日 窓口サービスについては、アンケート内容の精査を行ない、職員の共通認識を高め相手の立場に立った対応と同時に説明責任を果し、適切且つ迅速に対応するよう更なる窓口体制の充実に努めている。</p>

【地域課】

<p>共通(1)合併に伴う経過措置について 合併後3年を迎え、楠総合支所の業務全般について、本庁と重複している業務などの見直しを計画的に進めるとともに、より一層、簡素で効率的な支所体制となるよう努力されたい。また、補助金、受益者負担金のあり方やまちづくりにおける行政と住民の関わり方についても、地区住民への説明責任を十分に果たし、制度や仕組みの統合を推し進めるよう要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年8月4日 総合支所の業務や組織体制は、行政サービスの維持及び制度変更に伴う不安の解消のため合併時の協議事項に基づいている。体制の効率化については、住民サービスの低下を招かないよう配慮しつつ、経過措置の終了や指定管理者制度の導入と相まって見直しに努めている。また、補助金や受益者負担制度導入についても、これまで鋭意説明をおこなっているが、今後とも更なる理解を得られるよう努めている。</p>
<p>(1)主要事業の評価について 活動指標について、数値目標でなく客観性に欠けると思われるものが見受けられた。業務棚卸表を見直し、客観的かつ具体的な数値目標の設定について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成20年4月1日 施設の適切な維持管理を「早期対応」から「管理体制の確立度」といった数値(%)による目標に改めた。</p>

【楠プラザ】

<p>共通(1)合併に伴う経過措置について 合併後3年を迎え、楠総合支所の業務全般について、本庁と重複している業務などの見直しを計画的に進めるとともに、より一層、簡素で効率的な支所体制となるよう努力されたい。また、補助金、受益者負担金のあり方やまちづくりにおける行政と住民の関わり方についても、地区住民への説明責任を十分に果たし、制度や仕組みの統合を推し進めるよう要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年8月4日 総合支所の業務や組織体制は、行政サービスの維持及び制度変更に伴う不安の解消のため合併時の協議事項に基づいている。体制の効率化については、住民サービスの低下を招かないよう配慮しつつ、経過措置の終了や指定管理者制度の導入と相まって見直しに努めている。また、補助金や受益者負担制度導入についても、これまで鋭意説明をおこなっているが、今後とも更なる理解を得られるよう努めている。</p>
<p>(1)現金等の管理について 現金とともに郵便切手、駐車券など金券の管理については、常に在庫と消費を勘案して計画的に購入するなど徹底した在庫管理を行い、その保有は必要最小限の所持に心がけ、安全な管理に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年8月4日 切手、駐車券などは、その使用枚数及び使用状況を把握し、残高を常に確認して保有を最小限にとどめるよう計画的な在庫管理を行い適正な管理に努めている。</p>

<p>(2)随意契約について</p> <p>1者単独随意契約について、毎年同じ業者と同じ金額で契約しているケースが多く見受けられるが、業務内容の精査や見直しを行なうなど経済性・競争性の観点から一層のコスト意識をもち、適正な契約事務の執行に努力すること。また、地元業者への発注が多いが、常に緊張感を持ちながら値段の交渉や完了検査を行うなど厳正な工事執行に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年8月4日</p> <p>1者単独随意契約については、業者選定、見積依頼、発注等において、業務内容の精査や見直しを行い、一層のコスト意識を持ち、経済性・競争性を考慮して、適正な工事契約事務の執行に努めている。</p>
--	--